

平成20年春の叙勲 林武さんに瑞宝単光章

このたび、林武さんに平成20年春の叙勲として瑞宝単光章が授与され、5月30日、高澤廣樹日高支庁地域振興部長より勲記と勲章が伝達されました。

林さんは昭和33年に消防団に入団以来、45年7ヶ月の永きにわたり地域の消防、防災活動にご尽力されました。また、消防団分団長、消防団副団長などを歴任し、消防団の中枢として消防団活動に多大な貢献をされました。

長い消防団活動の中で、林さんが特に印象に残っているのは、昭和50年に発生した若園小学校火災時の消火活動と平成15年の台風10号災害による活動だそうです。



今回の受章に際し、林さんは「身に余る光栄です。まだ実感がわかない部分もありますが、今回の受章は皆さんののおかげです。」と受章の喜びを語ってくれました。

話題

高橋キクエさんに紺綬褒章 町に一千万円を寄附

このたび、本町で旅館を営まれている高橋キクエさんに紺綬褒章が授与され、5月30日、小竹町長より褒章が伝達されました。

高橋さんは、昨年、商売を始めから40年という節目の年を迎えられ、これまでお世話になった感謝の気持ちから町に一千万円を寄附されました。

紺綬褒章は公益のために私財を寄付し、その功績が顕著な方に授与される褒章で、高橋さんは今回の受章に際し、「本当にびっくりしました。」と驚かれていましたが、「生れたからには社会に奉仕したいといけない。」ともおっしゃっていました。



新冠町自治会長等永年勤続表彰式 湯川剛さんら9名が表彰

5月26日、新冠町自治会長等永年勤続表彰の表彰式が新冠町役場で行なわれ、氷川自治会の湯川剛さんら9名が表彰されました。

式では、小竹町長から「永年にわたり、自治会活動にご尽力いただき、心から感謝しています。目まぐるしく変化する社会情勢の中、自治会活動も厳しくなってくると思いますが、これからも頑張ってくださいたいと思います。今後とも、皆さんがまちづくりと自治会活動に積極的に参加されますことを期待しています。」とお礼の言葉を述べ、受賞者に感謝状を手渡しました。

受賞された方々は次のとおりです。(敬称略・順不同)



自治会役員30年表彰

湯川 剛 (氷川)

岩崎忠夫 (中央)

自治会役員20年表彰

高岡英一 (氷川)

自治会役員10年表彰

清水良雄 (万世)

肥田金蔵 (万世)

三澤隆光 (万世)

小関義幸 (万世)

清水克則 (万世)

辻 和明 (万世)

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

平成20年4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました。
平成19年の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、7月にすべての方へ「保険料額決定通知書」を送付します。

● 保険料の納め方

次の1または2の方法で納めていただきます。

1 年金から差し引かれて納める

原則として、2か月に一度支給される年金から、2か月分の保険料が差し引かれます。

2 納付書や口座振替で納める

次に当てはまる方は、市町村から送られる納付書で納めていただきます。便利で確実な口座振替に変更することもできます。

- ・ 年金の年額が18万円未満の方
- ・ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上を超える方(複数の年金を受け取っていて、介護保険料を引かれている年金の額が少ない場合に該当することがあります。)

既に年金から差し引かれている方

☆ これからも年金からお支払いいただきます。

まだ年金から差し引かれていない方

① 年金の年額が18万円未満の方
② 介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上になる方

☆ 納付書または口座振替で納めていただきます。

③ 被用者保険[※]の被保険者(本人)だった方

☆ 10月に支給される年金から差し引きが始まります。
☆ 4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただきます。
☆ ①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

④ 被用者保険[※]の被扶養者だった方

☆ 10月に支給される年金から差し引きが始まります。
☆ 4月から9月までの保険料は、かかりません。
注) 被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を徴収することがありますが、その場合はお返しします。詳しくは、市町村にお問い合わせください。
☆ ①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。



4月2日以降に加入した方

☆ 年金からの差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。
注) 加入時期によって、年金からの差し引きの開始時期が異なります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。
☆ ①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

※ 被用者保険とは

政府管掌健康保険や組管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

通称が「長寿医療制度」になりました

厚生労働省では、制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」にしました。
なお、正式な名称は、「後期高齢者医療制度」のままで変わりはありません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
新冠町町民福祉課保健福祉グループ

☎ 011-290-5601
☎ 47-2113 (直通)